

スマモバ WiMAX 通信サービス  
安心サポートサービス規約

スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社

## スマホバ WiMAX 通信サービス 安心サポートサービス規約

### 第1条(用語の定義)

スマホバ WiMAX 通信サービス 安心サポート規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	スマホバ WiMAX 通信サービス 安心サポートサービス規約をいいます。
当社	スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社をいいます。
スマホバ WiMAX 通信サービス	当社が提供する電気通信回線サービスをいいます。
端末機器	「スマホバ WiMAX 通信サービス」の利用にかかる端末機器で、「スマホバ WiMAX 通信サービス」の契約申込みに伴い、当社より販売されたルータをいい、詳細は別紙に定めるとおりとします。
本サービス	当社提供サービスである「スマホバ WiMAX 通信サービス」の利用を条件に、当社が提供する端末機器に対する保証サービス「スマホバ WiMAX 通信サービス 安心サポート」及び「スマホバ WiMAX 通信サービス 安心サポート ワイド」の総称をいいます。
利用者	本サービスの利用申込手続を完了し、当社がその利用を承諾した者で、かつ利用者としての資格を喪失していない者をいいます。利用者は、本サービスの利用申込手続をした時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなします。

### 第2条(本規約の適用)

1. 本規約は、当社が提供する本サービスを利用者が利用する際に適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、利用者の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。なお、変更する場合は、書面や電子メールの他、当社が適当と判断する方法により通知するものとします。
3. 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社が前項により通知した時点より、効力を生じるものとします。

### 第3条(譲渡禁止)

利用者は、本サービスの利用者としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第4条(本サービスの提供条件)

1. 本サービスは、「スマホバ WiMAX 通信サービス」の契約者回線毎に提供します。
2. 本サービスは、「スマホバ WiMAX 通信サービス」を申込時にのみ同時に利用を申込することができます。「スマホバ WiMAX 通信サービス」の申込時以外に本サービスの利用を申込することはできません。
3. 本サービスの提供対象は、端末機器に限ります。
4. 本サービスは、一度ご利用頂いた場合でも、ご利用日の属する月の7ヶ月目の1日を経過することにより、再度ご利用頂くことができます。なお、再度ご利用頂ける状態になるまでの期間も、第11条に定める利用料金はお支払い頂きます。
5. 本サービスへの利用後、一度解約した場合、再度本サービスを利用することはできません。

### 第5条(本サービスへの申込み)

1. 利用者になろうとする者は、本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従い、本サービスを申し込むものとします。
2. 当社は、利用者になろうとする者から本サービスの利用申込があったときは、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、本サービスの利用を承諾するものとし、本サービスの利用申込みをした方は、お申込みした日から、利用者の資格を取得するものとします。
  - (1) 「スマホバ WiMAX 通信サービス」若しくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務(本規約に規定する料金または工事費若しくは割増金等の料金以外の債務を含みます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (2) 前条に基づく申し込み内容に不備があるとき。
  - (3) 申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき(満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。)
  - (4) 申込みをした者が、「スマホバ WiMAX 通信サービス」若しくはその他当社提供サービスの利用停止または契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (5) 本規約に違反または抵触するとき。
  - (6) その他当社の業務の遂行上または技術上支障があるとき。

### 第6条(変更の届出)

1. 利用者は、連絡先(氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレスまたは通知連絡等の送付先をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかにスマホバ WiMAX 通信サービスサポートセンターに電話にて届け出るものとします。
2. 第1項の届出が無かったことで利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

### 第7条(利用者が行なう解約手続)

利用者が本サービスの解約を希望する場合は、スマホバ WiMAX 通信サービスサポートセンターに当社所定の手続により届け出るものとし、手続が完了した時点で本サービスを解約し、利用者の資格を喪失するものとします。

### 第8条(当社が行う解約手続)

1. 当社は、利用者が本サービスの月額料金その他の金銭債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、利用者に対しなんらの催告等を要せず、利用者としての資格を喪失させることができるものとします。
2. 利用者が、次のいずれかに該当した場合、当社は、利用者としての資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 当社に対して虚偽の申告をした場合
  - (2) 本規約のいずれかの規定に違反した場合
  - (3) 月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
  - (4) 本サービスの利用状況等が適当でないと当社が判断した場合
  - (5) 住所変更届がなされないこと等により、利用者の居所が不明となり、または当社から利用者への通知・連絡が不能と判断した場合
  - (6) 不正な行為があった場合
  - (7) 当社または第三者に著しい迷惑や損害を与えた場合
  - (8) その他、当社が利用者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
  - (9) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話等による問い合わせ等を必要以上に長時間または高頻度で行う等、当社若しくは業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
  - (10) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
  - (11) 利用者により本サービスを提供する際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合
3. 前項各号の事由が発生した場合、当社は、当該利用者に対する本サービスの提供を直ちに停止することができるものとします。また、かかる本サービスの提供の停止に伴い、当該利用者または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いません。
4. 利用者は、第1項、第2項に該当する場合は、該当した日をもって、利用者の資格を喪失するものとします。

#### 第9条(本サービスの適用期間)

本サービスの適用期間は、本サービスの利用の申込みを受け当社がそれを承認した日から解約の日または「スマモバ WiMAX 通信サービス」の利用契約の終了日までとします。

#### 第10条(消費税相当額の加算)

本サービスの利用料金その他本規約に基づき利用者が支払う金額には別途消費税が加算されるものとし、利用者は、当該消費税額を加算した金額を支払うものとします。

#### 第11条(利用料金)

本サービスの月額料金は、利用者の利用申込月から生じるものとし、1契約毎に下記の金額とします。なお、利用料金は、本サービスの利用開始月、利用終了月等本サービスの利用が30日に満たない場合でも、日割計算されないものとします。

#### 記

スマモバ WiMAX 通信サービス 安心サポート	月額300 円(税抜)
スマモバ WiMAX 通信サービス 安心サポート ワイド	月額500 円(税抜)

以上

#### 第12条(月額料金のお支払い)

1. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める方法により、「スマモバ WiMAX 通信サービス」の利用料金と合算してお支払い頂きます。
2. 前項の支払は、別途本サービスの申込書において定める日までに行うものとします。なお、クレジットカード払いの場合には、クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 当社は、利用者が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
4. 月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの申込・解約があった場合でも、当該請求月の月額料金はお支払い頂きます。

#### 第13条(遅延利息)

利用者は、月額料金その他の債務(延滞利息を除きます)について、その支払期日を経過しても、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日までの間の日数について、1年を365日とする年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

#### 第14条(本サービスの提供停止と免責)

当社は、次の場合には利用者に対する本サービスの提供を停止することができ、かかる停止により利用者になんらかの損害が生じた場合でも当社は一切責任を負いません。

- (1) 利用者が月額料金またはその他本サービスに基づくか否かを問わず利用者が当社に対して負担する債務の支払いを現に怠っている場合
- (2) 天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続提供が困難であると当社が判断した場合

#### 第15条(個人情報)

当社(当社提携の本サービスの取扱店を含みます)は、本サービスにおいて知り得た利用者の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、当社がホームページ上に公開するプライバシーポリシー(URL:<http://www.copilamobile.jp/>)に従って取り扱うものとします。

## 【別紙】

### 1. 保証の対象範囲

当社が本サービスにおいて保証する対象は、当社に登録された利用者が使用する端末機器とします。

### 2. 保証の詳細

当社は、本サービスの適用期間中に利用者の使用する端末機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合に、利用者に対し次の保証サービスを提供いたします。

#### スマホバ WiMAX 通信サービス 安心サポート

事由	保証内容
(1) 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。なお、端末機器は、Used品(※)と交換させていただきます。ご了承ください。
(2) その他故障・破損・水濡れによって弊社が修理を認めた場合	

#### スマホバ WiMAX 通信サービス 安心サポート ワイド

事由	保証内容
(1) 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。なお、端末機器は、Used品(※)と交換させていただきます。ご了承ください。
(2) 利用者の過失による水濡れが原因で機器が故障した場合	
(3) その他故障・破損・水濡れによって弊社が修理を認めた場合	

※Used 品とは、他の端末機器の契約者より当社にご返却いただいた端末機器のうち、当社にて正常に動作していることの確認がとれた端末機器をいいます。

### 3. 保証サービスの適用対象外となる場合

当社は、次の各号の事項は、保証サービスの適用対象外とします。

- (1) 利用者の故意または過失による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
- (2) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
- (3) 使用による劣化や色落ち等
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。
- (5) 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
- (6) その原因等について虚偽の報告がなされた場合における事項

### 4. 保証を受ける際の手続

- (1) 利用者は、上記2に定めた事由が発生した場合は、スマホバ WiMAX 通信サービスサポートセンターに連絡の後、端末機器及び製品保証書を当社指定の郵送先に郵送頂くものとします。なお、郵送にかかる費用は利用者が負担するものとします。
- (2) 修理後若しくは交換用の端末機器の郵送にかかる費用は当社にて負担するものとします。

制定日:平成 29 年 4 月 1 日